業 務 委 託 契 約 書（案）

うるま市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

うるま市　福祉部　介護長寿課

業 務 委 託 契 約 書（案）

1　委託業務名　　うるま市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

2　履行期間　　自　契約締結日の翌日
至　令和９年３月３１日

3　業務委託料　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

4　契約保証金　　契約金額の100分の10
但し、うるま市契約規則第６条第２項の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の納付を免除する。

5　特 約 事 項　　業務委託料の内、令和８年度については債務負担行為に係る契約とし、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額は、次のとおりとする。
令和７年度　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）
令和８年度　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和７年　月　日

発注者　　うるま市みどり町一丁目１番１号
うるま市長　中村　正人　　㊞

受注者

㊞

（総則）

第１条　発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（業務委託）

第２条　甲は、うるま市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　業務の内容については、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（業務工程表等の提出）

第３条　乙は、この契約締結後７日以内に業務着手届、管理技術者等通知書及び業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

２　甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（一括再委託等の禁止）

第４条　乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、前項の主たる部分のほか、甲が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４　甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第５条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（調査職員）

第６条　甲は、調査職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。

２　調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（１）　甲の意図する成果品を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

（２）　この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（３）　この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

（４）　業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

（処理状況の調査等）

第７条　甲は、必要と認めるときは、乙の業務の処理状況について調査し、必要な報告を求め、業務の処理状況について必要な指示を与えることができる。

（権利義務の譲渡）

第８条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（一般的損害）

第９条　成果品の引渡し前に、成果品について生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第１０条　業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約保証金）

第１１条　契約保証金は、うるま市契約規則第６条第２項第７号の規定により免除する。ただし、乙が契約を履行しないときは、契約金額の１００分の１０を違約金として納付するものとする。

（検査及び引渡し）

第１２条　乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届及び成果品を甲に提出しなければならない。

（１）　甲は、業務完了届及び成果品を受理したときは、直ちにその内容を検査するものとする。

（２）　甲は、検査の結果必要があるときは、乙に再調整させることができる。

（３）　第１号の規定は、前号の再調整について準用する。
（４）　甲は、検査の結果その内容がこの契約の目的を達成していると認めたときは、乙に対し、その旨を通知するものとし、これをもって甲に成果品の引渡しがあったものとする。
（５）　乙は、第１９条第２項の規定に基づく契約の解除を行った場合には、業務を完了したものとみなし、業務完了届及び成果品を甲に提出しなければならない。

（契約不適合責任）
第１３条　甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
２　前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
（１）　履行の追完が不能であるとき。
（２）　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（３）　成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
（４）　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（成果品の帰属）
第１４条　成果品の所有権及び著作権は甲に帰属するものとし、その成果品に関する著作者人格権が乙に帰属する場合であっても、乙は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとし、甲は、成果品の内容を任意に変更し、又は甲の名義をもって公表できるものとする。

（業務委託料の支払）
第１５条　乙は、第１２条第４号の通知を受理したときは、業務委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。
２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、適法な請求書を受理した日から３０日以内に委託代金を支払わなければならない。
３　乙は、第１９条第２項の規定に基づく契約の解除を行った場合には、その日までに要した費用を精算し、支払請求書を甲に提出するものとする。この場合において、甲は、前項の規定を準用するものとする。

（債務負担行為に係る契約の特則）
第１６条　業務委託料の内、令和８年度については債務負担行為に係る契約とし、各会計年度

における業務委託料の支払いの限度額は、次のとおりとする。

令和７年度　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

令和８年度　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

２　甲は、予算上の都合その他の必要があるときには、前項の支払い限度額を変更することができる。

（部分引渡し）

第１７条　成果品について、甲が仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第１２条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、第１５条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第１５条第１項の規定による乙が請求することができる部分引き渡しに係る各年度の業務委託料は、前条第１項に定める限度額の範囲内の額とする。

（延滞金）

第１８条　甲は契約金額の支払いに遅延が生じた場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により、遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第１９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）　その責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期が過ぎても業務に着手しないとき。

（３）　前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（４）　次項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　乙は、甲の行為が乙の業務遂行に著しい支障を及ぼしたときは、契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第２０条　甲及び乙は、業務の遂行上知り得た相手方の秘密を漏らしてはならない。また、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

２　個人情報取扱いに関する事項については、別記で定めることとする。

（信義則）

第２１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

（消費税及び地方消費税の変更に伴う措置）

第２２条　この契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変動が生じた場合は、甲はこの契約を何ら変更することなく、委託料に相当額を加減して支払うものとする。

（合意管轄裁判所）

第２３条　この契約について訴訟等が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第２４条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

趣旨（法律等の遵守）

（個人情報の保護に関する条例等の遵守）

第１条　受託者は（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）、個人情報保護委員会が示す個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等の指針、うるま市(以下「甲」という。)の定めるうるま市個人情報の保護に関する法律施行条例、うるま市セキュリティポリシーに基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

基本的事項

（基本的事項）

第２条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本委託業務」という。）の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（適正な管理）

第３条　乙は、本委託業務の履行に当たって、個人情報の取扱に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

管理体制

（管理体制の整備）

第４条　乙は、個人情報を安全に管理するため、内部における管理体制を整備し、そ　の体制を維持しなければならない。

２　乙は前項の管理体制を整備するため、個人情報の取扱いに係る業務責任者及び業務従事者（派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）を含む。以下同じ。）（以下「業務責任者等」という。）を定めるものとする。

３　業務責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

４　業務従事者は、業務責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

（業務責任者等の届出）

第５条　乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を定め、書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を変更する場合の手続きを定めなければなら

ない。
3　乙は、業務責任者等を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

（作業場所の特定）
第６条　乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
2　乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
3　乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、業務責任者等に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

教育研修

（教育及び研修の実施）
第７条　乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上に努め、特記仕様書に記載されている遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要　な事項についての教育及び研修を、業務責任者等に対して実施しなければならない。

受託者及び従事者の秘密保持

（秘密の保持）
第８条　乙は、本委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本委託業務の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。
2　受託者は、本委託業務に係る業務を派遣労働者等に行わせる場合は、派遣労働者等に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
3　乙は、甲に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

再委託の制限

（再委託）
第９条　乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
2　乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承認を得なければならない。
3　前項の場合、乙は、再委託先に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
4　乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法につい

て具体的に規定しなければならない。

5　乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

保有個人情報の取扱い

（個人情報の管理）

第 10 条　乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

（１）　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

（２）　甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

（３）　個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（４）　事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

（５）　個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

（６）　個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

（７）　個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

（８）　個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

（９）　作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

（10）　個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（収集の制限）

第 11 条　乙は、本委託業務のために個人情報を収集するときは、本委託業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第 12 条　乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の受渡し）

第 13 条　乙は、甲と乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（複製の禁止）

第 14 条　乙は、本委託業務を履行するために甲から提供を受けた資料であって　個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（本委託業務を履行する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

（提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄）

第 15 条　乙は、本委託業務を完了したときは、本委託業務の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、乙が使用した機器内に存する個人情報その他の甲に関する情報（以下「乙の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

2　前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他乙の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3　情報消去等をするときは、あらかじめ、情報消去等をする乙の機器内の個人情報等の内容、記録媒体及び数量並びに情報消去等の方法及びその予定日を書面により甲に通知し、その承諾を得なければならない。

4　乙は、情報消去等に際し、甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

5　乙は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した乙の機器内の個人情報等の内容を、書面により、甲に報告しなければならない。

安全管理上の問題への対応及び監査等の実施

（定期報告及び緊急時報告）

第 16 条　乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2　乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第 17 条　甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の履行に関して必要な指示をすることができる。

事故時の対応

（事故時の対応）

第 18 条　乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は生じるおそれがある事案が発覚した場合（以下「事故等」という。）は、その事故等の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3　甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

契約解除及び損害賠償等

（契約解除）

第 19 条　甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合又は履行されない恐れがあると認めた場合は、特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第 20 条　乙の故意又は過失を問わず、乙が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。損害賠償額は、本契約の契約金額の年額相当額とする。ただし、甲に生じた損害が契約金額の年額相当額を上回る場合は、甲と乙が互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。